

弘前市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）

中間年の見直しについて

《概要》

子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき策定した「弘前市子ども・子育て支援事業計画」については、同法第60条第1項で定める「基本指針」において、計画期間の中間年を目安として見直しを行うこととされております。

また、同法第61条第7項及び第8項の規定により、事業計画の変更に当たっては、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関（弘前市子ども・子育て会議）の意見の聴取並びに広く住民の意見を求めることが必要な措置を講ずることとされております。

これらのこと踏まえ、計画期間の中間年に当たる平成29年度において、事業計画の見直しを行うとともに、必要に応じて事業計画の変更を行うものであります。

《見直し方法》

平成29年6月29日付け事務連絡「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）【改訂版】」に基づき行うこととします。

《スケジュール》

- 【平成29年7月31日】** ○ 見直しにおける「量の見込み」の取りまとめ
・各事業の見直しの要否について判断

- 【平成29年8月18日】** ○ 第1回弘前市子ども・子育て会議
・各事業の見直しの要否について説明
・各事業の見直しの要否について意見聴取

- 【平成29年10月下旬】** ○ 事業計画の変更案の作成・取りまとめ
・「作業の手引き」に従い見直しを実施
・見直した結果、事業計画の変更が必要なものについて変更案を作成

- 【平成29年11月中旬】** ○ 第2回弘前市子ども・子育て会議
・見直し結果・事業計画の変更案について説明
・見直し結果・事業計画の変更案について意見聴取

- 【平成29年11月下旬】** ○ パブリックコメントの実施（※必要に応じて）
・1か月程度の期間で意見募集

- 【平成30年1月中旬】** ○ 事業計画の変更案の最終確認

- 【平成30年2月上旬】** ○ 第3回弘前市子ども・子育て会議
・事業計画の変更承認・決定